

市営住宅入居者募集

●募集する住宅

【高齢者世帯・障がい者世帯向け住宅】

富士見住宅 5戸（1階） 家賃：24,000円～66,900円
平成3・5・6年築 3DK（和6+洋6+和6+DK）鉄筋コンクリート3階建 給湯（流し台・風呂・洗面台）
（身体障がい者対応住宅ではありません。設備、仕様は他の住宅と同じです。）

砂町住宅 2戸（1階） 家賃：25,800円～71,000円
平成12年築 3DK（和6+和6+洋6+DK）鉄筋コンクリート2階建 給湯（流し台・風呂・洗面台）

【一般住宅】

富士見住宅 21戸（2・3階） 家賃：21,900円～68,600円
平成3・5・6年築 3DK（和6+洋6+和6+DK）鉄筋コンクリート3階建 給湯（流し台・風呂・洗面台）

奈戸岡住宅 9戸（2・3階） 家賃：20,700円～51,100円
昭和63年築 3DK（和6+洋6+和6+DK）鉄筋コンクリート3階建 風呂：バランス釜

砂町住宅 1戸（1階） 家賃：17,200円～45,700円
平成12年築 1LDK（和6+LDK）鉄筋コンクリート2階建 給湯（流し台・風呂・洗面台）

●入居申込者の資格

- （1）龍ヶ崎市内に住所又は勤務場所があること。（3か月以上）ただし、市外の方であっても、申し込みをすることができる例外措置があります。（申込者が30歳未満又は6歳以下の子を扶養しており、所定の要件を満たす場合）
- （2）同居又は同居しようとする親族があること。ただし、単身者であっても、申し込みをすることができる例外措置があります。（満60歳以上の方、身体障害者手帳1～4級の交付を受けられている方等）
- （3）公営住宅法による収入基準に該当すること。

収入月額 158,000円以下（一般世帯）

収入月額 214,000円以下（裁量世帯）

・収入月額 = (世帯の年間合計所得額 - 同居親族及び別居扶養親族人数 × 38万円 - 特別控除額) ÷ 12か月

・裁量世帯とは、高齢者、障がい者、小学校就学前の子どもがいる世帯等です。

- （4）住宅に困窮していること。
- （5）市税等を滞納していないこと。
- （6）入居申込者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

※1 【高齢者世帯・障がい者世帯向け住宅】と【一般住宅】を重複して申し込みすることはできません。

※2 【高齢者世帯・障がい者世帯向け住宅】に申し込みすることができる要件は次のいずれかに該当する場合です。

【高齢者世帯】

申込者が満65歳以上の方で次のいずれかに該当する同居親族だけからなる世帯。

ア 配偶者 イ 18歳未満の方 ウ 65歳以上の方

【障がい者世帯】

申込者又は同居し若しくは同居しようとする親族が次のいずれかに該当する方。

ア 身体障がい者（1～4級） イ 精神障がい者（1・2級）
ウ 知的障がい者（A・A・B） エ 戦傷病者（特別項症～第6項症、第1款症）

※3 【一般住宅】については、住宅を1か所選んで申し込みしてください。

※4 家賃は世帯の年間総所得金額に応じて決まります。

※5 敷金は家賃月額2か月分となります。

※6 募集する戸数に、増減が生じる場合があります。

※7 「いばらきパートナーシップ宣誓書受領証」又は「いばらきパートナーシップ宣誓書受領カード」によりパートナーであることが確認できる場合は、住民票が別世帯であったり、続柄が「同居人」であっても有効です（入居後に住民票等を提出していただきます）。

●申込書配布・受付期間及び場所

令和2年7月13日（月）～令和2年7月31日（金）（土・日曜日は除く）

午前8時30分～午後5時15分（正午から午後1時までを除く）

龍ヶ崎市役所 都市施設課（4階）

※応募受付後、書類審査を行います。なお、困窮の度合により、公開抽選を行わず入居させる場合があります。

●入居時期

令和2年11月1日予定